

○ 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱（平成14年2月14日付け13農振第2512号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表（案）

（下線部分は改正部分）

改正後					改正前				
別表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業					別表 環境との調和に配慮した農業農村整備事業等基本要綱の対象とする事業				
名称	事業要綱等	年月日	番号	通知者	名称	事業要綱等	年月日	番号	通知者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
農業競争力強化 農地整備事業の うち農業競争力 強化農地整備事 業実施要綱第2 の1及び3に掲 げる事業並びに <u>第2の5に掲げ る事業のうち土 地改良法に基づ く事業</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	農業競争力強化 農地整備事業の うち農業競争力 強化農地整備事 業実施要綱第2 の1及び3に掲 げる事業	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	<u>国営造成施設管理 体制整備促進事業 (管理体制整備 型)</u>	<u>国営造成施設管 理体制整備促進 事業実施要綱</u>	<u>昭和60年4 月26日</u>	<u>60構改D第 302号</u>	<u>農林水産事務 次官</u>
<u>水利施設管理強化 事業実施要綱第2 の1に掲げる事業</u>	<u>水利施設管理強 化事業実施要綱</u>	<u>令和3年3 月29日</u>	<u>2農振第3534 号</u>	<u>農林水産事務 次官</u>	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

(略)									
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。